

# 委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。  
（本業務における特記仕様事項を記載）

## R 1 徳土 沖洲川他 徳・城東他 放置艇対策検討業務 仕様書

### I. 目的

本仕様書は、放置艇対策として、別途業務で行った放置艇や係留施設の調査結果、周辺状況及び河川特性を考慮し、禁止区域及び暫定係留区域の設定を行う。(4河川：沖洲川、宮島江湖川、榎瀬江湖川、新町川)

また、別途指定した箇所において、暫定係留施設の検討を行うものとする。(3河川：沖洲川、宮島江湖川、榎瀬江湖川、3箇所)

### II. 業務内容

#### 1. 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出する。

#### 2. 禁止区域及び暫定係留区域の設定

##### (1) 区域設定条件の確認

工作物設置許可基準(平成6年9月22日建河治発第72号)に示された基準などを参考に、当該設計用に区域設定条件の確認を行う。

##### (2) 禁止区域及び暫定係留区域の設定

別途調査業務で作成した既存調査図面上に禁止区域及び暫定係留区域の設定を行う。

##### (3) 現地踏査

受注者は、上記で作成した図面を参考に、現地踏査を実施し、発注者と協議のうえ、禁止区域及び暫定係留区域を決定する。

#### 3. 暫定係留施設の検討

##### (1) 暫定係留施設の形態検討

河川の横断形状、当該設置位置の河状及び対象船舶の規模、用途に応じた係留形式(係船環、係留杭、栈橋、浮栈橋、アンカー、昇降施設等)の選定を行う。なお、選定に当たっては、工作物設置許可基準(平成6年9月22日建河治発第72号)を参考とする。

##### (2) 暫定係留施設の配置計画

上記で選定した係留施設について、配置計画を作成する。

※上記(1)(2)の検討に当たっては、既存調査図面、河川横断、深淺測量、河川流速データを活用する。

##### (3) 図面作成

選定した係留施設図、配置計画図を作成する。

##### (4) 概算工事費の算出

概算数量を算出し、それを基に概算工事費を算定する。

#### 4. 照査

照査技術者は、「徳島県設計業務共通仕様書」第2304条・護岸詳細設計の照査規定を参考に、当業務において必要な照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

#### 5. 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務の成果に準じて、報告書の作成を行うものとする。